



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
1 月 11 日
第 2583 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定 (県民文化課)	21
結核予防法による医療担当機関の指定 (健康推進課)	22
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (健康推進課)	22
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	23
道路の供用開始 (道路課)	25
地方自治法に基づく指定管理者の指定 (都市計画課、文化財保護課)	25

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	26
土地改良区役員退任および就任公告 (耕地課)	27
公共測量実施公告 (監理課)	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	29

振 興 局 等 公 告

土地改良区定款変更認可公告 (湖北)	29
土地改良区役員退任および就任公告 (湖東)	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	30

雑 報

民生委員児童委員の委 (解) 嘱について	30
民生委員児童委員 (主任児童委員) の委 (解) 嘱について	30

告 示

滋賀県告示 第 6 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀会館
- 2 指定管理者 大津市京町三丁目 4 番 22 号 財団法人滋賀県文化振興事業団
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 22 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 7 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
- 2 指定管理者 大津市打出浜 15 番 1 号 財団法人びわ湖ホール
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 22 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 8 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 しが県民芸術創造館および滋賀県立文化産業交流会館
- 2 指定管理者 大津市京町三丁目 4 番 22 号 財団法人滋賀県文化振興事業団
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 22 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 9 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター
- 2 指定管理者 大津市京町三丁目 4 番 22 号 財団法人滋賀県文化振興事業団
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 22 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 10 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県立県民交流センター
- 2 指定管理者 大阪府大阪市中央区淡路町 3 - 6 - 13 株式会社コングレ
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 22 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 11 号

結核予防法 (昭和 26 年 法律 第 96 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づき、医療担当機関として次のものを指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人きづみのるクリニック	大津市浜大津一丁目 2 - 25	平成 17. 11. 1
わ に 薬 局 野 村 店	草津市野村六丁目 1 - 3	平成 17. 12. 6

滋賀県告示 第 12 号

結核予防法 (昭和 26 年 法律 第 96 号) 第 36 条 第 4 項の規定に基づき、次の指定医療機関は指定を辞退した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
東 医 院	高島市安曇川町青柳 915	平成 17. 12. 31
き づ み の る ク リ ニ ッ ク	大津市浜大津一丁目 2 - 25	平成 17. 10. 31

滋賀県告示 第 13 号

土地収用法 (昭和 26 年法律 第 219 号。以下「法」という。) 第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 起業者の名称 栗東市
- 2 事業の種類 栗東市手原駅自由通路および市民交流施設ならびにコミュニティ広場および駅前広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 栗東市手原三丁目および四丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 平成 17 年 11 月 21 日に栗東市より申請のあった栗東市手原駅自由通路および市民交流施設ならびにコミュニティ広場および駅前広場整備事業 (以下「本件事業」という。) に関する事業認定理由は、以下のとおりである。
 - (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について
本件事業は、法第 3 条第 32 号および第 35 号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」および「その附帯事業」に該当する。
以上により、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について
本件事業の起業者は、栗東市であり、本件事業を施行する権能を有すると認められ、また、本件事業に要する経費については、既に財源措置を講じている。
以上により、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について
ア JR 草津線手原駅は、栗東市の中心部への玄関口であると同時に新幹線新駅およびその周辺地域を結ぶ東西の軸線上に位置し、鉄道駅を中心として発展を期する上で栗東市の重要な拠点でもある。
しかしながら、草津線跨線橋等の施設も老朽化が進み、バリアフリーに対応したものでないため、利用者から早急に整備するよう強い要望も出されている。また、草津線をはさんだ駅南側の広場は、ロータリー形態で朝夕車両と歩行者が交錯することが多く、大変危険な状況でもあり、一方、駅北側については十分な整備すらなされていない状態である。
こういった状況を改善するため、本件事業が計画されたものである。これにより駅南側の駅前広場は車両と歩行者が安全に利用できる形態に変わり、また、駅北側は自転車置き場の整備も行われることになる。また、草津線跨線橋をバリアフリーに適合したものに整備をするとともに、手原駅舎と併設する全体的な改築を行い、駅南側と駅北側を連結する自由通路としての空間を確保し、利用者の通行手段の向上を図ろうとするものである。また、自由通路の整備に併せ、情報の交換、市民活動の支援等の幅広い交流が期待できる市民交流施設およびコミュニティ広場を設置しようとするものである。
よって本件事業が施行されると栗東市における鉄道施設を効果的に活用したまちづくりが進み、今後は新幹線新駅を核とした広域交流へと発展し、栗東市が「第四次栗東市総合計画」で基本施策として位置付けている「都市基盤の充実したまちづくり」への実現が期待できるものであり、一般住民の受ける利益は極めて大きく、本件事業の社会的効果は著しいため、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。
 - イ 本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は、駅南側は周辺に比較的民家等が少なく、また、駅北側は周辺民家に大きな影響を与える工事がなされる状況ではなく、周辺環境への影響は小さいと考えられ、滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年滋賀県条例 第 40 号) 等による環境影響評価の対象外となっている。
よって本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。
 - ウ 本件事業の施行に当たっては、駅北側と駅南側をつなぐ自由通路の整備を目的として、主として現施設を改善することで検討がなされたものであり、その位置等については、周辺の環境、利用者の利便性、現施設の有効利用等の社会的および経済的な面から決定がなされたものであり、適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように本件事業の起業地は、最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、法第 20 条 第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条 第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、その実現に対する栗東市民の要望も強く、また、栗東市の「第四次栗東市総合計画」の基本施策実現のためにも早期に実施する必要があるものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、施設に求められている役割を実現するために必要な範囲であり、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条 第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 (1) から (4) までにおいて述べたように、本件事業は、法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 栗東市役所新駅設置対策課

滋賀県告示 第 14 号

土地収用法 (昭和 26 年 法律 第 219 号。以下「法」という。) 第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 起業者の名称 野洲市

2 事業の種類 (仮称) 野洲市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 野洲市八夫字七ノ坪地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由 平成 17 年 11 月 22 日に野洲市より申請のあった (仮称) 野洲市学校給食センター建設事業 (以下「本件事業」という。) に関する事業認定理由は、以下のとおりである。

(1) 法第 20 条 第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、法第 3 条 第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務または事業の用に供する施設」に該当する。

以上により、本件事業は、法第 20 条 第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条 第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、野洲市であり、本件事業を施行する権能を有すると認められ、また、本件事業に要する経費については、既に財源措置を講じている。

以上により、本件事業は、法第 20 条 第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条 第 3 号の要件への適合性について

ア 野洲市の学校給食センターは、現在旧野洲町および旧中主町の 2 箇所で運営されているが、いずれの施設も老朽化が進んでいる。また、平成 8 年の 0 - 157 発生以降「学校給食衛生管理の基準」が策定されたにもかかわらず、現在の施設は、その基準に十分に適合したものとは言えない現状がある。一方、「新市まちづくり計画」の主要施策である「学校教育の充実」を求められている中、野洲中学校および野洲北中学校の完全給食の実施が決まり、さらに幼稚園 3 年保育に対応した学校給食の増加が見込まれることとなったため、その検討がされているところではあるが、現在の施設では、敷地および施設の面からも十分適応できる状況ではないため、新たに (仮称) 野洲市学校給食センターを建設することとなったものである。

よって本件事業が施行されると野洲市における学校給食が充実し、成長期における児童生徒の健康増進とともに、望ましい食習慣の形成が行われる等、給食を通して学校教育の充実が図られることとなるため、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は、その周辺に影響を受ける民家等も少なく、周辺環境への影響は、小さいと考えられ、滋賀県環境影響評価条例(平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号)等による環境影響評価の対象外となっている。

よって本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 本件事業の施行に当たっては、新たな施設を設置する候補地を 3 箇所に絞り、周辺環境、交通の利便性、インフラ整備状況等、社会的および経済的な面から比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地を選定したものである。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、法第 20 条 第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条 第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、その実現に対する野洲市民の要望も強く、また、野洲市の「新市まちづくり計画」の基本目標の実現のためにも早期に実施する必要のあるものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、施設に求められている役割を実現するために必要な範囲であり、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条 第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 (1) から (4) までにおいて述べたように、本件事業は、法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 野洲市役所分庁舎野洲市教育委員会事務局学校教育課

滋賀県告示 第 15 号

道路法(昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 18 年 1 月 11 日から平成 18 年 1 月 25 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道雨降野今在家 八日市線	東近江市野村町 105 番 2 地先から 東近江市野村町 152 番 1 地先まで	平成 18. 1. 11 正午	L = 113.6 m

滋賀県告示 第 16 号

地方自治法(昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園(奥びわスポーツの森に限る。)
- 2 指定管理者 大津市瀬田南大萱町 1740 番 1 財団法人滋賀県公園・緑地センター
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 26 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 17 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園 (文化ゾーン)、春日山公園、尾花川公園および湖岸緑地中主吉川地区に限る。)
- 2 指定管理者 大津市瀬田南大萱町 1740 番 1 財団法人滋賀県公園・緑地センター
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 26 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 18 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区、北大津地区、堅田雄琴地区、和邇真野地区および生川木戸川地区に限る。)
- 2 指定管理者 彦根市大東町 3 番 1 号 近江鉄道ゆうグループ 代表者 近江鉄道株式会社
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 26 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 19 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園 (湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)
- 2 指定管理者 彦根市大東町 3 番 1 号 近江鉄道ゆうグループ 代表者 近江鉄道株式会社
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 26 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

滋賀県告示 第 20 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施設の名称 滋賀県立琵琶湖文化館
- 2 指定管理者 大津市瀬田南大萱町 1732 番地の 2 財団法人滋賀県文化財保護協会
- 3 指定の日 平成 17 年 12 月 21 日
- 4 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあった年月日 平成 17 年 12 月 27 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 遊夢

特定非営利活動法人の代表者の氏名 松本 太一

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 蒲生郡竜王町大字山之上 2471 番地の 1

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、認知症高齢者やその家族への介護サービス事業の提供等を通じて、人間らしく老いられる地域作りを図るとともに、住み慣れた地域で子ども、若者、お年寄り各世代が手を繋いで助け合い生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 12 月 27 日から平成 18 年 2 月 27 日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請のあった年月日 平成 17 年 12 月 27 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 花と観音の里

特定非営利活動法人の代表者の氏名 山岡 直芳

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 伊香郡高月町大字渡岸寺 155 番地の 1

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県高月町の活性化に関する事業を行い、まちづくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 12 月 27 日から平成 18 年 2 月 27 日までの縦覧場所における執務時間内

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、上田上土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	古 田 進	大津市牧一丁目 8 - 1
"	田 村 孫 保	同 所 3 - 20
"	山 本 栄 造	同 所 5 - 33
"	東 江 政 之	同 所 18 - 10
"	大 西 洋	同 所 7 - 33
"	羽 野 茂 男	大津市平野一丁目 2 - 15
"	羽 野 清 治	同 所 7 - 35

”	柴 原 岩 雄	大津市芝原一丁目 5 - 7
”	山 元 博 一	同 市平野一丁目 16 - 3
”	南 部 政 一	同 市堂一丁目 3 - 25
”	北 川 清 實	同 所 6 - 15
”	北 川 登 紀 雄	同 所 5 - 10
”	前 田 公	同 所 6 - 20
”	前 田 勇	大津市堂二丁目 1 - 52
”	西 村 義 信	同 市新免二丁目 15 - 6
”	西 村 利 明	同 所 26 - 16
”	西 村 隆	同 所 5 - 10
”	西 村 富 美 雄	同 所 13 - 5
”	片 岡 悠 紀 雄	大津市羽栗三丁目 1 - 25
”	小 林 武 男	同 市大鳥居 2 - 25
監 事	北 川 洸 洋	同 市羽栗三丁目 10 - 5
”	古 田 亮 平	同 市牧一丁目 2 - 26
”	西 村 喜 次 郎	同 市新免一丁目 13 - 32

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 村 孫 保	大津市牧一丁目 3 - 20
”	山 本 榮 造	同 所 5 - 33
”	東 江 政 之	同 所 18 - 10
”	大 西 洋	同 所 7 - 33
”	奥 村 毅	大津市平野一丁目 10 - 16
”	羽 野 清 治	同 所 7 - 35
”	寺 元 義 則	同 所 15 - 7
”	南 部 政 一	大津市堂一丁目 3 - 25
”	北 川 清 實	同 所 6 - 15
”	北 川 登 紀 雄	同 所 5 - 10
”	前 田 正 康	大津市堂二丁目 1 - 15
”	西 村 義 信	同 市新免二丁目 15 - 6
”	西 村 幸 雄	同 所 27 - 12

”	西 村 隆	同 所 5 - 10
”	澤 田 斎 喜	大津市大江三丁目 7 - 16
監 事	北 川 洸 洋	同 市羽栗三丁目 10 - 5
”	古 田 亮 平	同 市牧一丁目 2 - 26
”	西 村 喜 次 郎	同 市新免二丁目 13 - 32

公共測量実施公告

測量法 (昭和 24 年 法律 第 188 号) 第 39 条において準用する同法 第 14 条 第 1 項の規定により、大津市長 目片信から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 作業の種類 公共測量 (道路台帳作成に係る基準点測量、平板測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成 17 年 12 月 16 日から平成 18 年 3 月 24 日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府京都市左京区田中関田町 22 - 8 朝陽物産株式会社 代表取締役 岩本光吉	栗東市大橋六丁目 370 - 1、370 - 4、376、377 - 1、377 - 2、377 - 3、377 - 4、377 - 5、378 - 1、378 - 3、379 - 4、386 - 2、389 - 1、389 - 5	4,003.11 m ²	平成 17. 12. 28	006300

振 興 局 等 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、姉川左岸土地改良区の定款の変更は、平成 17 年 12 月 19 日に認可した。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、甲良町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県湖東地域振興局長 仲 岸 明 三 郎

- 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 本 日 出 男	犬上郡甲良町大字呉竹 161 番地の 5

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 崎 義 勝	犬上郡甲良町長寺 383 番地 1

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 1 月 11 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
近江八幡市中村町 437 番地 西谷清太郎	近江八幡市中村町 34 番 2、34 番 14、34 番 15、34 番 16	1,021.71 m ²	平成 17. 12. 26	000422
東近江市五個荘奥町 436 北川穂高	東近江市五個荘奥町字川久保 188 - 5、188 - 7、189 - 6、189 - 7	496.92 m ²	平成 17. 12. 26	000423

雑 報

民生委員児童委員の委 (解) 嘱について

区 分	委 (解) 嘱年月日	担 当 市 町	氏 名
委 嘱	平成 17. 11. 25	湖 南 市	北 本 亨 夫
解 嘱	平成 17. 10. 13	〃	西 田 節 子

民生委員児童委員 (主任児童委員) の委 (解) 嘱について

区 分	委 (解) 嘱年月日	担 当 市 町	氏 名
委 嘱	平成 17. 11. 1	栗 東 市	酒 井 賀 子
解 嘱	平成 17. 10. 31	〃	明 田 弘 美